

情報通信審議会情報通信技術分科会陸上無線通信委員会
76GHz 帯小電力ミリ波レーダー高度化作業班 運営方針

「陸上無線通信委員会」（以下「委員会」という。）に関する審議について、委員会が審議のために必要とする情報を収集し、審議を促進させるために「76GHz 帯小電力ミリ波レーダー高度化作業班」（以下「作業班」という。）を設置することとする。

1 作業班の構成

- (1) 作業班は、委員会主査から指名された者により構成される。
- (2) 作業班の主任は、委員会主査から指名された者がこれに当たる。
- (3) 作業班には、主任代理を置くことができ、主任が指名する者がこれに当たる。

2 作業班の運営

- (1) 主任は、作業班を主催する。
- (2) 主任代理は、主任が不在のときにその職務を代行する。
- (3) 作業班は、主任が招集する。
- (4) 主任は、作業班を招集するときには、構成員にあらかじめ開催の日時、場所及び議題を通知する。
- (5) 主任は、必要があるときには、会議に必要と認める者の出席を求め、意見を述べさせ又は説明させることができる。
- (6) その他、作業班の運営については、主任が定めるところによる。

3 会議の公開

会議は、次の場合を除き原則公開とする。

- (1) 会議を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合
- (2) その他、主任が非公開とすることを必要と認めた場合

4 事務局

作業班の事務局は、総務省総合通信基盤局電波部移動通信課新世代移動通信システム推進室が行う。

以上